

【長久手市公共工事発注方針】

平成24年1月4日

建設産業は、地域における経済・雇用、ひいては地域の活力を左右する重要な産業であり、また、市内建設業者は災害時の緊急対応等地域の安心安全の確保に大きな役割を果たしています。

長久手市では、こうした状況に鑑み、市内建設業者の育成及び健全な発展のため、次のとおり市内建設業者の受注機会の確保に努めていきます。

- 1 市内建設業者の活用により、円滑かつ効率的な施工が期待できる工事について、コスト縮減の要請を踏まえながら、分離・分割発注を行います。
- 2 「長久手市建設工事等の指名競争入札参加資格審査及び格付要領」第6条に定める格付基準及び「長久手市指名業者選定要領」第3条に定める等級区分のC等級に該当する一般競争入札について、市内建設業者の市入札参加資格者名簿の登載者数が、市指名業者選定基準の数を確保できる工事については、市内建設業者のみ参加できる資格要件を設定します。
- 3 指名競争入札では、専門的な工事でも市内建設業者では施工できない工事を除き、原則として市内建設業者を指名します。
- 4 「企業の施工技術の実績」及び「工事の配置予定技術者の能力」を評価することにより、企業が市の設計、仕様等に基づき、どれだけ適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているか評価するとともに、「地域精通度や地域貢献度」を評価する総合評価落札方式を継続実施し、市内建設業者の育成及び健全な発展に配慮します。

※ 「市内建設業者」とは、長久手市と契約を締結する営業所が、長久手市内に本店（＊）を有している建設業者で市税を完納している業者をいいます。

＊ 「長久手市内に本店」とは、「主たる営業所」を長久手市内に置き、当該「営業所」において、建設業法（昭和24年法律第100号）第5条に規定する一般建設業又は同法第15条に規定する特定建設業の許可を受けている事業所をいいます。

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます。

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む。）に届け出た、主たる営業所をいいます。